

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和6年2月29日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第22号 災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

議案資料ナンバー3の13ページの概要で、新型インフルエンザ緊急事態派遣手当の名称を特定支援、新型インフルエンザ等対策派遣手当に改められているが、新型インフルエンザの流行は確か2009年か、今から10年ぐらい前だが、今回法改正を行って条例改正も行うが、なぜこの時期に名称改正、法改正がされるのか、その経緯が分かればお示しいたきたい。

森田危機管理
担当参事

法改正により、新型インフルエンザ等の蔓延時における地方公共団体の事務の代行につきまして、要請の可能時期と対象事務が拡大されました。特定新型インフルエンザ対策ということで、新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が新型インフルエンザ等感染症の蔓延を防止するために、特に必要なものについて政令で定めているものがあり、それらの事務

について代行を要請することができるようになったということです。

また、現行では事務の代行要請は、緊急事態宣言時に限られているものですが、政府対策本部が設置されたときから行うことができるようになりました。この法改正に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の改正がなされたもので、これに伴い名称が変更となったものです。

石本委員

今の答弁だと、新型インフルエンザのときは緊急事態宣言下だったからそれが解除になったというような説明だったと思う。新型インフルエンザのときは確かに蔓延をしていたが、緊急事態宣言はコロナのときみたいには出ていなかったと思う。そのときはこの手当は発生しなかったが、今後は緊急事態宣言でなくても、政府がやれば出るということか。

森田危機管理
担当参事

手当につきましては、これはあくまでも名称の変更ということです。手当は元々ある手当ですが、名称として変更となり、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」という名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」としたもので、緊急事態宣言が出ていなくても要請ができるようになったことから、それで派遣された場合についても手当が出るということになります。

石本委員

この旧名称のときは、今まで所沢市で派遣の手当が発生した事例というのはなかったということか。

森田危機管理

担当参事

所沢市においては、手当が発生したことはありませんでした。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第42号 所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例制定について

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第42号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時7分）

（説明員交代）

再 開（午前9時8分）

○議案第21号 所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

今回、個人番号の利用と特定個人情報の提供に関する条例の改正ということだが、いろいろと議場でも質疑があったが、自分のところがある情報を取ることができる、またはそのほかの個人情報を持っている自治体からの提供を受けることができるというような条例改正かと思う。今後のことで伺いたい、マイナンバーに関連する情報の利用拡大、昨日も民間での利用ということも質疑であり、これから広がっていくのではないかとということが懸念されているが、その辺について御説明いただきたい。

井上デジタル
戦略課長

大本の法律のほうの議論ですが、先日議案質疑の中でも御紹介いたしましたが、国会のほうでは情報利用範囲の拡大については、国民の同意なく進めることはしないというような答弁がなされております。慎重に利用範囲の拡大については審議されるものと認識しております。

矢作委員

マイナンバーで、今つながっている情報というものがどういう分野に渡っているかということをお説明願いたい。

井上デジタル

現在のところ法律のほうでは、税関係、社会保障、災害の三つの分野と

戦略課長

いうことに基本的にはなっております。それ以外の部分についても利用範囲を拡大していく方針であるということを国のほうでは言っております。

矢作委員

予算のほうでいろいろ出てきているが、これから戸籍も、それは予算のほうでだが、ガバメントクラウドということではいろんな形でまとめられていくような、大雑把な捉え方をしているが、そういうことで間違いはないか。

井上デジタル

戦略課長

今回の予算の中で、ガバメントクラウドに標準システムを移行させるということで進められております。そのガバメントクラウドは、イメージで言うとマンションのようなもので、国のほうでマンションを用意しました、所沢市は201号室を使ってくれ、何々市は202号室を使ってくれ、というような形でデータの置き場を用意していただいています。その一つ一つの部屋の鍵は、各市町村にしか渡されませんので、その建物の管理者であったとしてもその各部屋に入ることはできないということで聞いており、全体を国が取りまとめて利用しようというような形にはなっていないと聞いています。

矢作委員

この条例と政府のDXの関係とは全く関連性がないということではなく、関連性のあるものというふうに思っているが、それはそういう理解でよろしいか。

井上デジタル
戦略課長

関連性はないということではないと思いますが、基本的には切り離して考えていただくのかなとは思いますが、マイナンバーを利用できる事務というのが決められており、その中で決められた事務の範囲内でマイナンバーは利用可能ということになっております。一方で、標準化をすることを求められている業務が20業務あります。その中には、マイナンバーを使っている業務というのもありますので、関連性についてはありますが、事業自体は別物として捉えていただければと思います。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して反対の立場から意見を申し上げます。
議案第21号所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、今回の条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴って提案されております。

この条例改正により、マイナンバーを利用する事務の利用を可能とするものです。マイナンバーの今後の運用も、いまだに不明確であり、マイナンバーの利用、普及促進には反対ですので、反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第21号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも

のと決する。

休 憩（午前9時15分）

（説明員交代）

再 開（午前9時16分）

○議案第23号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

議案資料ナンバー3の15ページで、嘱託医は4万3,000円だったのを、そこを廃止して今度、産業医は5万円で、ヒアリングで聞いたのは、学校の先生のところの病院が5万円だから5万円なんだということを聞いた記憶があるが、そもそも4万3,000円はどのような規定で4万3,000円になったのか。

小山職員課長

報酬額1回4万3,000円につきましては、平成24年度までポリオの予防接種を実施していた際に、嘱託医に支払っていた報酬額を参考に同額としたものです。

石本委員

どこの自治体も同一金額だったのか、それとも所沢市とか埼玉県内が4万3,000円だったのか。その辺の基準はどうだったのか。

小山職員課長

国の取扱い、また他の自治体の額を参考に4万3,000円としていたものです。

石本委員

結局今回はこの産業医のほうを規定するということになる、当然他の

自治体、川越市とか熊谷市とか出ているが、産業医を今持っていない自治体も今後もしばらくある、要するに今回全県産業医を一斉に変える訳ではないと思うが、所沢市として判断したということか。

小山職員課長

今回の5万円につきましては、所沢市として判断した額です。

石本委員

嘱託医の担当するお医者さんの専門家と、産業医の専門家、産業医は市川部長も議場でメンタル系みたいな感じの答弁もあったと思うが、診療する科目の専門家というか、大きく変わるというイメージでいいか。

小山職員課長

今回産業医として任命を考えている診療科については、精神科の医師ということですが、4万3,000円ワクチンの接種につきましては、ワクチン接種の作業に対する報酬ということになりますので、業務の内容が違うということで、この金額の違いが出ているというようなところです。

石本委員

確認だが、そうすると今まで嘱託医で対応していた分野を今度は精神科の先生だから、かなり専門的に科が変わる。仮に今後、この嘱託医を廃止するということは、今まで嘱託医で賄っていたところに診療していた人は、産業医のほうにとりあえず診察を受けに行くということなのか、はたまた、そういうサービスの福利厚生的なものが減るのか、その辺どういう認識で理解すればいいのか。

小山職員課長

今回廃止をします嘱託医につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の業務をする場合の嘱託医ということになりまして、今回追加するものについては、職員の健康保持増進のための産業医として任命をするということですので、内容としては、業務内容が違うものということになっております。

石本委員

感染症は、今は収まったけれど、10年ちょっと前も新型インフルエンザがあったり、また発生する可能性がある。そうすると、今回なくすこの新型コロナウイルスの感染症に関するこの嘱託医は、またそのときはそのときで、そういう事情になったときは定めるかもしれないという認識でよいか。

小山職員課長

今回廃止をするものにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種ということでそれは廃止となるわけですが、今御質疑いただいたとおり、何か新しい対応が必要になった場合には、そのときにまた改めて検討するということになるかと認識しております。

矢作委員

産業医の方、精神科のドクターということで話があったが、メンタル不調者ということで主治医は別にいらっしゃって診療をされている方が、職場に復帰していくことについての相談をしていく業務という理解でよろ

しいか。

小山職員課長

長期の病気休暇を取られている職員については、主治医による診療というのは通常行われているところがありますので、主治医による診療ですか回復の見極めを前提として、職域において産業医としての立場から助言をいただくようなことで考えております。

矢作委員

月に1回お願いするという感じかなと思うが、そうすると相談者のほうがその先生のところに行って御相談をするということによいか。

小山職員課長

今回考えている具体的な業務といたしましては、病気休暇を取得している職員が、治療しながら職場復帰に向けて準備を進める段階で、産業医と面談を行い専門的な見地から就業の可否、配慮の必要性などについて助言をいただくというようなことで考えており、産業医へのつなげ方としましては、職員課の保健師が判断をしてつなげていくようなことで考えております。

矢作委員

主治医もいらっしゃるわけだが、主治医の先生とのやり取りの中で、職場復帰できる方もいらっしゃるとか、それはケースバイケースで、保健師が相談しながら進めるということによろしいか。

小山職員課長

そのとおりです。

石本委員

議案資料ナンバー3の15ページの他の自治体の事例ということで、川越市、熊谷市、加須市、上尾市及び三郷市と書いてあるわけだが、今回メンタルとか不調の方の職員の対策として産業医の設定になっているが、所沢市はどちらかという県内他の自治体と比較すると、メンタルで不調な職員というのは割合が多いとか、そういうのは把握されているのか。

小山職員課長

近隣の団体の具体的な状況というのは、数字として把握してないところがありますが、全国的な状況と比較しますと、ほぼ全国平均と同程度のメンタル疾患の職員の割合というところになっております。

石本委員

その全国平均で何%とか、何か目安になる数字はあるか。

小山職員課長

全国的には2.1%というような数字が出ております。

石本委員

例えば5年前とか、今よく教員とかもこういう話聞くが、何か数字的に上昇傾向だとかそういう数字はあるのか。

小山職員課長

地方公務員健康状況等の概況というものを、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が調べており公表しておりますが、そちらによりますと、

10年前と比較して精神疾患による長期病休者の割合は約1.8倍になっているという数字が示されております。

石本委員

この産業医に診察を受けられるのは、議員もメンタルがやられるかもしれないが、議員とか要するに他の特別職、例えば選挙管理委員会やいろいろあるが、議員含めてそういう方も病んできたら相談できるのか。

小山職員課長

今回、産業医の対象となる方というのは、労働者ということで職員ということになりますので、市議会議員の方などは対象にはなりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号 所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業
職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

昨日在宅勤務のところでは質疑があったが、その方のいろいろな状況に応じてというようなことをおっしゃっていたのかなと思っているが、例えば病気とか怪我をしたりというのがあると思うが、そういう場合の判断というのは主治医の先生の判断とか、そういうのも含めてどういうふうな判断をしていくのか教えていただきたい。

市川総務部長

昨日の議案質疑での発言の一部だと思われまますので、私から補足という
か若干の整理をさせていただきます。様々な、その方の事情に合わせてと
いう話については、産業医のところでは保健師とその休暇を取っている者との
やり取りを、その方の状況に合わせてという御説明をさせていただきました。
ここでの在宅勤務のところでのお話として出ましたのは、植竹議員
から、例えば親の介護に当たっている方ですとか、あるいは怪我して通勤
がかなわない方ということでの御質疑に対しまして、介護しながら在宅勤
務していただくというわけにはいかないのです。やはり仕事に就くときには
介護状態ではなく、休憩時間や勤務時間外でやっていただきながら、通勤
の時間を割愛する形で在宅勤務に当たっていただく、あるいは怪我して

通勤ができないけれども、勤務に当たれる状態であれば在宅勤務で当たっていただくという、その2つの例についてお話をしました。病状云々というお話は、特にそのときには出ておりませんので一応補足的にお話をいたしました。

矢作委員

介護のところは分かりました。怪我というのものもあるとは思いますが、メンタルの病気はまた別になると思うのですが、病気でというようなことはお医者さんの判断というところで、この在宅の勤務が可能になったかどうかを判断するということなのか。

小山職員課長

議案質疑で、部長が答弁したところにも重なるところはありますが、基本的には、在宅勤務を命じる場合は在宅勤務のほうが業務能率が向上するかどうか、それから所属の状況など業務的な観点から、在宅勤務が適していると認められる場合に命じるようなことで、所属のほうで判断をして命じる形を考えております。

矢作委員

例えば、子育て中というのもありますけれども、子育て中でも在宅勤務が可能ということはあるか。

小山職員課長

先ほどの親の介護と同じような形にはなりますが、そういったような個人的な事情を踏まえつつも基本的には業務的な観点から、在宅勤務が適し

ているというような判断ができた場合に命じていくものということで考えております。

矢作委員

条例のところで附則の2、令和5年4月1日からということで、これは今年度の4月に遡って支給されるということでよろしいか。

小山職員課長

令和5年4月1日からの適用につきましては、初任給調整手当について、令和5年4月1日から適用するというような規定とさせていただいております。

斉藤かおり委員

在宅勤務手当の新設ということで、想定で構わないが、大体何名くらいを考えているのか伺いたい。

小山職員課長

在宅勤務等手当は、実際には3か月にわたって月平均10日を超えて実施をした場合に支給対象となるということがありますので、それほど多く実施されるというような見込みではありません。

石本委員

手当の話になると、組合の交渉、組合と交渉して了解というか一応承諾を取っておくとかあるわけだが、今回は職員組合関係はどうだったのか。

小山職員課長

組合等につきましては、御説明をさせていただき御了解をいただいでい

る状況です。

石本委員

議案資料ナンバー3の19ページの医師のほうを聞きたいが、このお医者さんの値段は人勧に基づいて上がったのか、これは県内周辺、川越市とかこの給与なのか、初任給とか。

小山職員課長

今回の上限額の御提示につきましては、金額としては人事院勧告に準ずるような形で金額のほうを設定させていただいておりますので、近隣自治体についても同様の対応かと認識をしております。

石本委員

医師の採用は結構難しくなってきた大変なわけで、自治体によっては独自の特別にお金を上積みしてまで採用する自治体もあるわけだが、この30万9,200円という数字が今度設定されて、人勧を引き合いにかけるわけだが、乗率はそうかもしれないが、金額自体はどうなっているのかを伺いたい。

小山職員課長

基本的には国に準拠する形で、金額のほうを設定させていただいておりますので、他団体についても同じような金額設定ということで認識をしております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第25号 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部
を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

今回会計年度任用職員の勤勉手当の新設ということで提案されているが、施行期日が令和6年4月1日ということで、新年度からということだ
と思うが、国のほうから省令で遡ってということでそういったものが出て
いたかと思うが、そこを確認したい。

小山職員課長

今回新設する勤勉手当につきましては、地方自治法の改正に基づくもの
として地方自治法においても令和6年4月1日から適用するという
ことで改正がされたものです。今御質疑いただきました、遡って対応するとい
うようなところにつきましては、その他給与等について、常勤職員の給与
改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨、国のほうからの
通知が令和5年5月に出しております。

矢作委員

県内で、国のほうの示されたものに従って遡及をしているところがあれば
お示しいただきたい。

小山職員課長

今回の議案とさせていただきます勤勉手当につきましては、あく
までも令和6年4月1日からということになりますので、こちらについて

はこれから各団体の取扱いが始まっていくものと認識しております。

矢作委員

近隣のところで、4月に遡って支給しているところがあれば伺いたいが分かるか。

小山職員課長

今回の議案につきましては勤勉手当ということですので、その他、報酬ですとか、その他のものを遡及しているかどうかにつきましては、今回提出している議案ではないところです。

矢作委員

組合とお話をしているかと思うが、組合から何か意見はあったか。

小山職員課長

勤勉手当の創設につきましては、御了解をいただいているところです。

矢作委員

勤勉手当以外のその他の部分のところでは何か意見はあったか。

小山職員課長

この議案に関しては、組合からの御意見としては以上となります。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。
議案第25号所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。地方自治法の一部改正に伴い、会計年度

任用職員に対する勤勉手当と在宅勤務手当の規定を新設するものです。昨年の人事院勧告の中では、会計年度任用職員の方のその他勤務手当等で遡及をしていくということが、国のほうからは示されているということもありました。職員の部分では、引き上げがされていたところが、会計年度任用職員の方に対してはそういった措置がされなかったということで、同一労働同一賃金や職員の平等性という観点からすれば、そこは残念だっと思っております。今回の会計年度任用職員の方の手当の新設については、賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時43分）

（説明員交代）

再 開（午前9時44分）

○議案第38号 所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

制定について

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】

大石委員

至誠自民クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

この度、所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定につきまして、工業地域という文言が追加されることになりました。元々所沢市は、工業地域というものがゼロ平方メートルであったところ、私はこの工業地域というのを用途地域変更すべきということを訴えてまいりましたが、このように条例の中に入ってきたこと、用途地域が定められたことに本当に深く万感胸にせまります。広く関係者の皆様に敬意を表しまして、賛成いたします。ありがとうございました。

【意見終結】

【採 決】

議案第38号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時46分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前9時56分）

佐野委員長

○議員研修について

令和5年11月7日の委員会で、SUUMO リサーチセンター所長の池本洋一氏をお招きして、議員研修会を開催する方向で御了承をいただきましたが、会社都合により現時点では受けることができないとの回答がありましたので御報告いたします。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決した。

散 会（午前9時57分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第1回（3月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について